

住宅改修支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

(理由書作成者が所属する事業所又は事業者)

所在地

(フリガナ)

申請者

名 称

代表者

印

電 話 () -

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市住宅改修支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

また、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

1. 対象者等

補助金交付申請額	金 2,000円
被保険者番号	
被保険者氏名	
理由書作成日	年 月 日
理由書作成の資格	1. 介護支援専門員 2. 地域包括支援センター担当職員 3. 作業療法士 4. 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上
理由書作成者氏名	
<input type="checkbox"/> (未 読 済)	理由書作成者は、当該被保険者の住宅改修工事の施工を請け負った事業所には属していません。

2. 添付書類

理由書の写し

私(法人(団体)含む)は仙台市の市税を 課税されています ・ 課税されていません ※該当するものを○で囲んでください。
私(法人(団体)含む)は市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を 区介護保険課が 税務担当に照会することに 同意します ・ 同意しません ※該当するものを○で囲んでください。

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄の区役所・総合支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたものに限り)を添付して申請してください(1通300円の手数料が必要です)。

※ 仙台市の市税とは個人の市民税(特別徴収義務者に指定されているもの)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税のことを言います。

【申請の要件】

補助金は申請があった場合、次の①～⑥の全ての条件を満たしたとき交付されます。

- ① 理由書を作成した日において、被保険者が居宅介護支援又は介護予防支援を受けていない(ケアプランを作成していない)こと。
- ② 理由書の作成者が所属する事業所が、その月に住宅改修を行った被保険者の分として、居宅介護支援費又は介護予防支援費の給付を受けていないこと。
- ③ 理由書の作成者が事業所に所属していること。(ただし、所属している事業所が、その住宅改修を請け負った事業所等ではないこと。)
- ④ 被保険者に住宅改修費が支払われることが当該年度内に決定していること。(被保険者が受領委任払い制度を利用する場合は、工事事業者への振込みが決定していること。)
- ⑤ 市税の滞納がないこと。
- ⑥ 暴力団等と関係を有していないこと。

※ 補助金の申請は住宅改修工事完了後であれば行うことが出来ますが、住宅改修費の申請が遅れた場合などで住宅改修費の支給決定が遅れた場合は、住宅改修費の支給決定後に、補助金交付の可否を決定します。

※ 住宅改修工事が行われても住宅改修費が全く支給されなかった場合は、補助金は交付されません。

(仙台市使用欄)

決 裁	課長	係長	係員	公印承認	住宅改修完了日(年 月 日)
					事後申請日(年 月 日)
					住宅改修給付 支給 ・ 不支給
					ケアプラン作成 無 ・ 有
起案	年 月 日			給付実績確認	無 ・ 有
決裁	年 月 日			理由書確認	可 ・ 不可
施行	年 月 日			補助金	交付 ・ 不交付
指令番号	仙 台 市	指 令 第	号		
備考(不交付決定の理由等)：					受 付 印